

国保からお知らせ

国保の加入・脱退手続きは14日以内に

3月から4月にかけては、就職や退職、転入や転出など異動が多い時期です。異動に伴い、国民健康保険に加入したり、脱退したときは届け出が必要になります。

国民健康保険を正しく利用するため、異動があった日から14日以内に

	こんなとき	手続きに必要な物
国保に入るとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険、両方の保険証（職場の健康保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被保険者になったとき	
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書
その他	住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	
	修学などで大口町外に居住するとき	保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき、またはよごれて使えなくなったときなど	本人確認書類 ※マイナンバーカード 運転免許証など

届けてください。

加入の届け出が遅れると

加入手続きの届け出がなかった期間の医療費が全額自己負担となる場合があります。また、保険税はさかのぼって納付しなければなりません。

脱退の届け出が遅れると

届け出が遅れたため、国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、うっかり国民健康保険の保険証を使って診療を受ける方がいます。この場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。

所得申告もお忘れなく

国民健康保険に加入している方は、原則、所得の有無にかかわらず申告をする必要がありますので、申告書を提出してください。なお、国民健康保険税は、所得が一定基準以下の場合、被保険者均等割と世帯別平等割が減額されますが、所得申告がない場合、減額ができません。

※確定申告、町・県民税申告をした方などは申告の必要はありません。

問合せ先 戸籍保険課

☎ 95-1116

大口俳句会

つかの間の色を見にけり冬夕焼け

鬼やらひ我が身はどこに捨つるべき

はたはたと町中真白牡丹雪

高齢者免許更新春の風

雪の朝足跡残し新聞を

紅梅の一つほぐれてゐるばかり

芙蓉句会

松七日移転してくる駐在所

籠もり日のピアノ弾みて春近し

立春や鉛筆文字のやはらかき

ケツトから覗く雪降る日曜日

滾る湯に水差す音の春さざす

大口川柳クラブ

雪融けへ出番待つてる老いの鍬

都合よい話し聞きたい老いの耳

子や孫の年を忘れぬ我れ卒寿

雪だるまマスクを付けて出来上がり

日溜で猫とじゃれ合う老いの午後

木村千代子

安藤 克典

前田とし子

渡辺すみ子

保浦佐代子

安藤 亮子

大野 正子

大森恵美子

平本のり子

田中百百代

土川 照恵

吉田 雄亮

高橋あや子

安藤 久子

日比野文子

天野 信和